明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房四）　一
〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通四七）　六
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通七二三）　八
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同七二四）　三
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同七二五）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二七
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録、地方職員共済組合役員の異動関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三四

内閣官房令

○内閣官房令第四号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年六月十五日　内閣総理大臣　安倍　晋三

人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「常勤職員」を「常時勤務を要する官職を占める職員」に改め、「第八十一条の四第一項」の下に「又は第八十一条の五第一項」を加え、「及び検察官」を「（以下「常勤労務者等」という。）、検察官及び次条各号のいずれかに該当する職員」に改め、「（国の一般会計又は特別会計により級別定数設定の単位が更に区分されているときは、会計別とする。）」を削り、「給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員にあつては、給与法第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別（給与法第六条第一項に掲げる指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、職名別）の現在員数を、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員にあつては、適用を受ける俸給表の号俸別の現在員数を」を「次の各号に掲げる現在員数を」に、「別記様式第一により、七月二十日」を「第一号にあつては別記様式第一―一により、第二号にあつては別記様式第一―二により、それぞれ八月三十一日」に改め、同条に次の各号を加える。

一　給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員にあつては、職務の級別（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、号俸別）の男女別の現在員数、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員にあつては、適用を受ける俸給表の号俸別の男女別の現在員数

二　給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員、任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び任期付研究員法第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員について、適用を受ける俸給表別の年齢区分別（翌年四月一日時点の満年齢により、十九歳以下、二十歳以上二十四歳以下、二十五歳以上二十九歳以下、三十歳以上三十四歳以下、三十五歳以上三十九歳以下、四十歳以上四十四歳以下、四十五歳以上四十九歳以下、五十歳以上五十四歳以下、五十五歳以上五十九歳以下、六十歳以上六十四歳以下、六十五歳以上の十一区分とする。）の男女別の現在員数